

(ハ) 環境大臣は、(七)の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこととした。(第一二条の六第八項関係)

(九) 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めるときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、(七)に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならないこととした。(第一二条の六第九項関係)

2 栄養塩類管理計画の変更

(一) 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的な計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該栄養塩類管理計画を変更することとした。(第一二条の七第一項関係)

(二) 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、当該栄養塩類管理計画を変更しようとするときは、当該栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないこととした。(第一二条の七第二項関係)

(三) 1.(三)から(九)までの規定は、栄養塩類管理計画の変更(1.(四)から(八)までの規定については、環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用することとした。(第一二条の七第三項関係)

3 特定施設の構造等の変更の特例

栄養塩類管理計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場(以下「計画事業場」という。)から公共用水域に水を排出する者が、当該計画事業場に係る特定施設の構造等の変更について第八条第一項の規定による許可を受けようとする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しないこととした。(第一二条の八関係)

4 水質汚濁防止法の特例

指定地域内計画事業場(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第一三八号)第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場を

いう。)についての同法の規定の適用については、総量規制基準に係る読み替えを規定することとした。(第一二条の九第一項関係)

5 自然海浜保全地区の指定

関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね二〇メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然(以下「砂浜等」という。)の状態が維持されているもの(損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。)を自然海浜保全地区として指定することができることとした。(第一二条の一三関係)

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年六月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第五十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項ただし書中「次の各号のいずれにも該当するもの」を「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの。第三項及び第十一條第一項において同じ。)が満了することが明らかでない者」に改め、同項各号を削り、同条第三項ただし書中「第一項各号のいずれにも該当するもの」を「当該子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者」に改め、同条第五項中「第一項第二号」を「第一項ただし書」に改める。

第十一條第一項ただし書中「次の各号のいずれにも該当するもの」を「第三項に規定する介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者」に改め、同項各号を削る。

第十二條第二項、第十六條の三第二項及び第十六條の六第二項中「及び第三項」を、「第三項及び第四項」に改める。

第二十一條第一項中「事業主」を「前条第一項に定めるもののほか、事業主」に改め、同条を第二十一條の二とし、第九章中同条の前条の一条を加える。

第二十一條 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十二條の見出し中「雇用管理等」を「雇用環境の整備及び雇用管理等」に改め、同条中「事業主」を「前項に定めるもののほか、事業主」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置